消費者志向経営に関する連絡会

シェアリングエコノミーが描く
新たなビジネス・地域・社会モデルの可能性とは

一般社団法人シェアリングエコノミー協会
デジタル庁シェアリングエコノミー伝道師
石山アンジュ

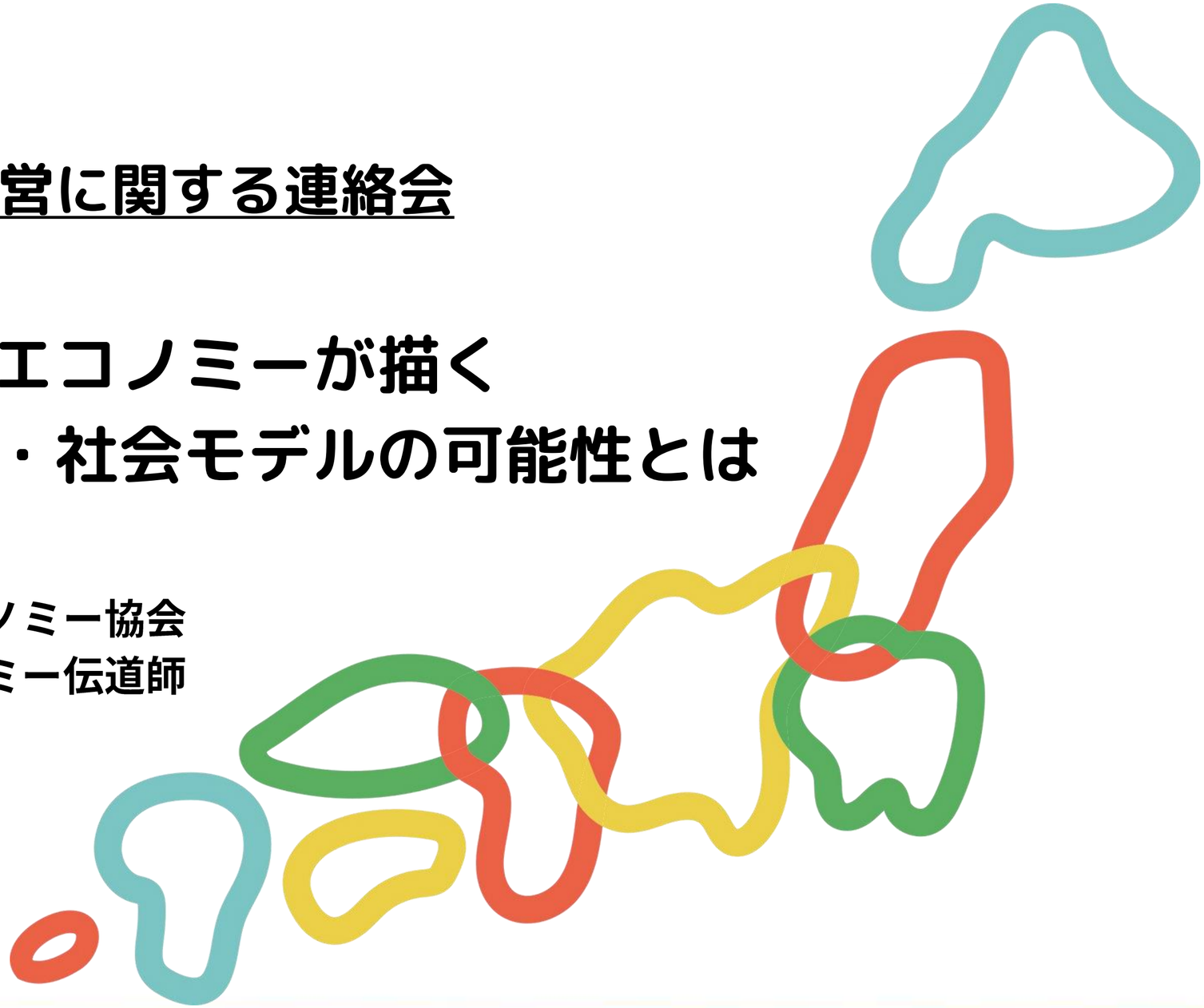

「シェア」こそこれからの
豊かさのキーワード

時代の大転換期、
待ったなしの環境問題、我が国における人口減少と少子化、
先の見えない経済・社会不安。
つながりが希薄化し、孤独を感じやすい時代。

これからの未来を生きていくために、
幸せな生き方、働き方とは何か、
地域、社会の豊かさとは何か、
再定義をするとき。

「シェア」こそ、
新しい生き方、新しい社会の
豊かさのキーワード

自己紹介

一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事
デジタル庁 シェアリングエコノミー伝道師
一般社団法人Public Meets Innovation代表理事

1989年生まれ。「シェア(共有)」の概念に親しみながら育つ。シェアリングエコノミーを通じた新しいライフスタイルを提案する活動を行うほか、政府と民間の間で規制緩和や政策推進に従事。2018年10月ミレニアル世代のシンクタンク一般社団法人Public Meets Innovationを設立。ほか「羽鳥慎一モーニングショー」「真相報道バンキシャ！」コメンテーターなど幅広く活動。世界経済フォーラム Global Future Council Japan メンバー。新しい家族の形「拡張家族」を掲げる。著書に「シェアライフ-新しい社会の新しい生き方」がある。株式会社USEN-NEXT HOLDINGS社外取締役。東証一部では最年少女性。

総務省「情報通信審議会 郵政政策部会 郵便局活性化委員会」委員
国土交通省「新しい時代のインフラ・交通政策を考える懇談会」委員
国土交通省「関係人口・ライフスタイルに関する懇談会」委員
スポーツ庁「スポーツスキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミー導入促進事業検討会」委員
経済産業省「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業／Society 5.0 の実現に向けたアーキテクチャに関する検討事業 /モビリティサービス分野アーキテクチャ検討委員会」委員
総務省 地域情報化アドバイザー 幹事
福岡市「福岡市スマートイースト研究会」委員
神戸市「神戸市スマートシティ推進会議」委員
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「地方創生有識者懇談会」委員
東京都「こども未来会議」委員

シェアリングエコノミーとは？

シェアリングエコノミーとは？

シェアリングとは人と人、企業が、スキル・モノ・場所などのあらゆる資産の共同所有、売買、貸借り等を行う**「経済的機能」**と地域のつながりを生み出し、新しいコミュニティを創造する**「社会的機能」**をもつ概念。

シェアリングエコノミーとは？

個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動
（シェアリングエコノミー検討会議中間報告書）

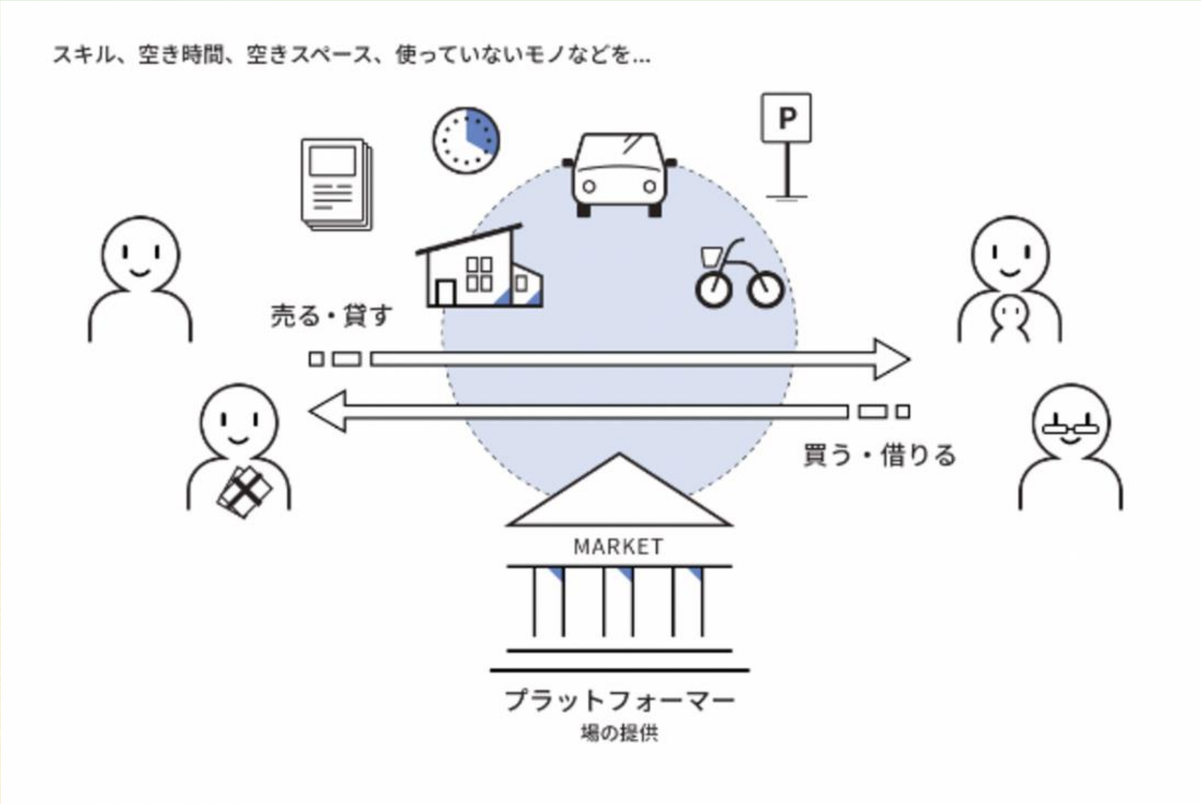

（引用）デジタル庁

シェアリングエコノミーとは？

住宅のシェア

駐車場のシェア

家具のシェア

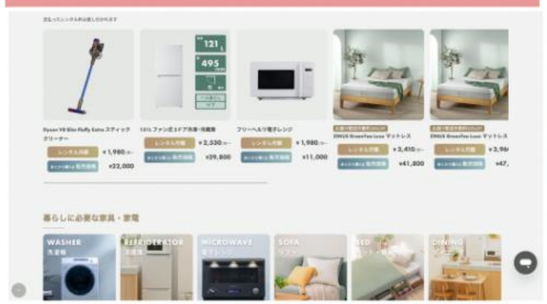

カサのシェア

オフィスシェア

機械のシェア

フードロス食材シェア

不用品のシェア

シェアリングエコノミーとは？

荷物のシェア

ライドシェア

一次産業の人材シェア

学びのシェア

キャンプ用品のシェア

洋服のシェア

空のシェア

カーシェア

シェアリングエコノミーとは

（*）株式会社情報通信総合研究所との共同調査 より / シェアリングエコノミー認証取得サービスはロゴに枠を付けています / 掲載サービスはシェアリングエコノミー協会会員の一部抜粋等です（2024年6月現在）

シェアリングエコノミーとは

シェアリングエコノミーとは

生活の充実度や幸福度向上・個人のいきがい、つながりやコミュニティを創出する

個人主体型の経済活動による
地方の高齢者や子育て女性・障害者など誰もが「稼げる」機会の創出
地方に存在している魅力や資源を掘り起こす

個人が供給者になれる 個人の社会参画革命

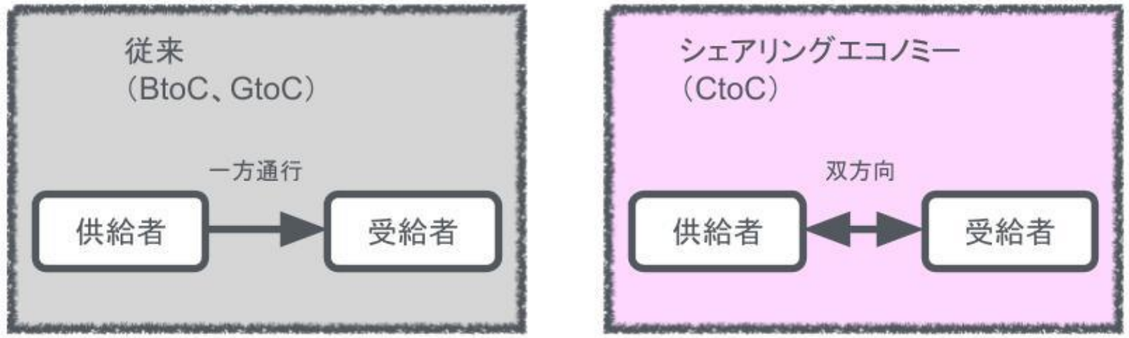

【3】幸福度・社会とつながり等への関係

シェアリングエコノミー利用者とそうでない人を比べると、全ての項目でシェアリングエコノミー利用者の方がつながりや幸福度を感じる割合が高いことが確認されました。

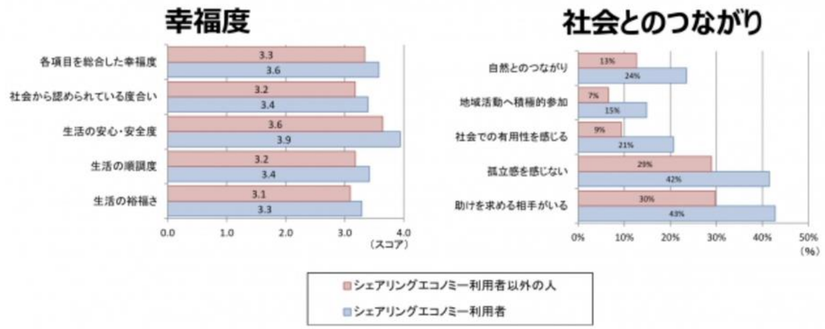

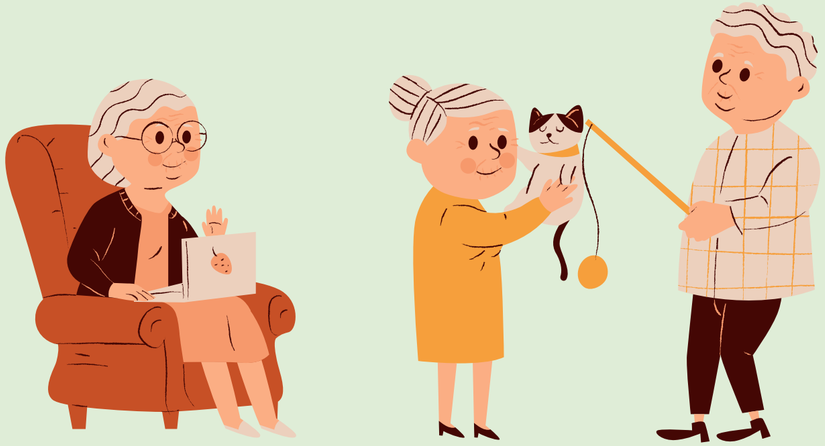

シェアリングエコノミーとは

シェアリングエコノミーは、「つくらない・捨てない」まま付加価値を生む。
企業も人材のシェア、オフィスのシェア化などサステナブルな経営に変化

	従来のビジネス	シェアリングエコノミー
顧客関係	生産者と消費者が 分かれている	生産者と消費者の境界線が あいまい
提供価値	標準を意識	個別に特色
利用価値	所有	共有
付加価値	新しいものを生産	既製品・遊休資産に付加価値
購買動機	価格・品質	つながり・社会意義
購買基準	価格・品質・安全性	信頼

シェアリングエコノミーとは

経済を回しながらCo2排出量を大幅に削減し脱炭素社会への貢献

スペース＋モノ

宿泊業や小売業が一年に排出するCO2排出量を上回る削減効果

2030年度のSDGsへの貢献効果予測①脱炭素社会への貢献

	スペース関連のCO_2排出量		モノ関連のCO_2排出量		合計
シェア活用前	新築建設時のCO_2排出量	建設廃棄物処理のCO_2排出量	家庭で利用するモノの生産時のCO_2排出量	家庭ゴミ処理のCO_2排出量	CO_2排出量合計
	4,036万 t-CO_2	233万 t-CO_2	1,618万 t-CO_2	240万 t-CO_2	6,127万 t-CO_2
	スペースのシェアサービスで既存の建築物をシェアして活用		モノのシェアサービスで既存のモノをシェアして活用		スペース・モノのシェア活用
シェア活用後	新築建設の減少	建設物解体の減少（廃棄物減少）	新品購入の減少	家庭ゴミの減少（廃棄物減少）	貢献効果合計
	351万 t-CO_2減少（8.7%減少）	20万 t-CO_2減少（8.7%減少）	63万 t-CO_2減少（3.9%減少）	11万 t-CO_2減少（4.5%減少）	**445万 t-CO_2減少（7.3%減少）**

宿泊業の排出量351万t-CO_2、小売業の排出量330万t-CO_2よりも大きい

※ 2030年度のシェアリングエコノミー市場規模が14兆2,799億円（課題解決シナリオ）まで拡大すると想定した場合の推計。
※ 基準となるCO_2排出量は2020年度データから計算。

ICR 財団法人情報通信総合研究所

モビリティ

移動のシェアによるCo2排出削減量は国内小売業全体の排出量と同程度

2032年度の移動のシェアによる脱炭素社会への貢献

移動のシェアによるCO_2排出削減効果は国内小売業全体の排出量と同程度

シェア活用前	日本全体の自動車からのCO_2排出量※1 8,440万t-CO_2（2020年度）		
	カーシェアサービスによるCO_2削減効果	サイクルシェアサービスによるCO_2削減効果	カー・サイクルシェア合計
シェア活用後	効率的な自動車利用により移動距離・燃料消費が減少（電気自動車のシェアカー利用増加効果も含む）	自動車移動を自転車で代替することで燃料消費が減少	貢献効果合計
	280万※2 t-CO_2減少（3.3%減少※3）	43万※2 t-CO_2減少（0.5%減少※3）	**323万 t-CO_2減少（3.8%減少）**

小売業の排出量330万t-CO_2と同程度

※1 国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量」https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html
※2 2032年度のシェアリングエコノミー市場規模が15兆1,165億円（課題解決シナリオ）まで拡大すると想定した場合の推計
※3 日本全体の自動車からのCO_2排出量8,440万t-CO_2に対する減少率

ICR 財団法人情報通信総合研究所

シェアリングエコノミーの社会意義

新たな経済・産業の創出

使われていないモノやスキル、遊休資産の活用による経済効果と新しい産業・雇用の創出

サステナブルな経済モデル

大量生産・大量消費に代わる「つくらない・捨てない」消費文化

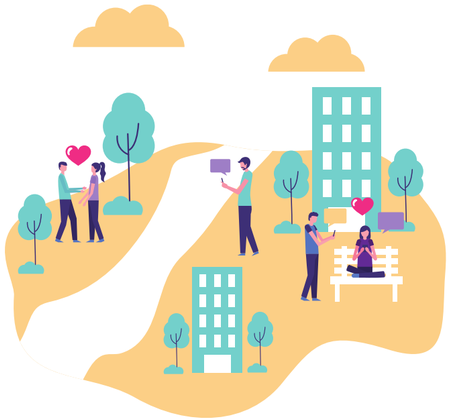

共助・コミュニティの再生

個人間のシェアリング普及を通じたつながり・たすけあい・共助モデルの創出に寄与

多様な働き方ライフスタイル

ALL世代
自分の得意やスキルを活かし、多様な選択肢が持てる

シェアで「働き方」が変わる
シェアで「住む・暮らし」が変わる
シェアで「旅のスタイル」が変わる
シェアで「家族・子育て」が変わる
シェアで「老後」が変わる
シェアで「教育」が変わる

働き方の変化

	これまで	これから
収入	ひとつの会社	複数の会社・個人・地域
人間関係	会社の同僚・顧客	全国の企業・人
働く場所	毎日同じ	自分で選ぶ
交換価値	業務スキル	経験、得意、趣味、資産
対価	日本円	+地域通貨 ・贈与

©AnjuIshiyama

働き方の変化

人事制度の変化
（副業・テレワーク補助）

サテライトオフィス
コワーキングスペースの普及

ツールの変化
（オンラインMTG・
クラウドツール等）

ライフスタイルの変化

企業が新しい働き方を推進するメリット

社員の働き方
パフォーマンス向上

固定化された職場環境から
自分で選択できる環境を
つくることで自分に合った
仕事環境を選ぶことができる

他業種・業界の出会い
新しい視点やスキル

セレンディピティ（偶発的な）
出会いを生む環境を作ることで
ビジネスチャンスにつながる
出会いやアイデアが見つかる

柔軟な経営

変化の激しい時代だからこそ
都市部一極集中から
地方に多極分散することで
リスクを分散する

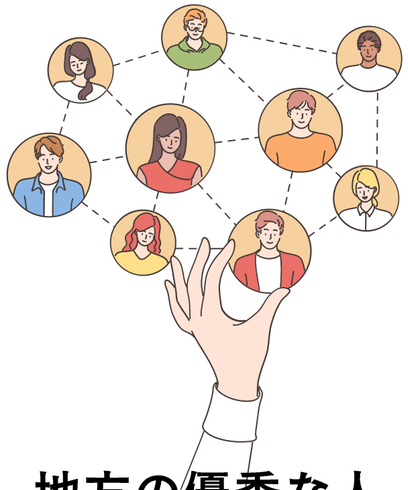

地方の優秀な人
材の確保

地方にいる優秀な人材を
採用できることや
地方に戻りたい社員の
離職防止につながる

page 02

シェアで「住む・暮らし」が変わる

	これまで	これから
住む家	ひとつ	複数
住む場所	会社の近く	全国・世界どこでも
住む人	ひとり or 家族	+ 趣味 or コミュニティ
暮らし方	買う or 賃貸	+共有する
家の支出	固定費	変動費

家をシェアすることで
「ただいま」と言える居場所ができていく

ADDress

新しい暮らし x 空き家問題の解決

C-sato

新しい子育て x 地方創生

シェアで「子育て」が変わる

	これまで	これから
家族	核家族	拡張家族
費用	買う	借りる・譲る
担い手	親	コミュニティ・地域

子育ての負担はシェアして解決する

きらり✧ライフサポート

新たな家事の形 x シニアワークの創出

A-S-Mama

子育てシェア x 共助の再構築

シェアで「老後」が変わる

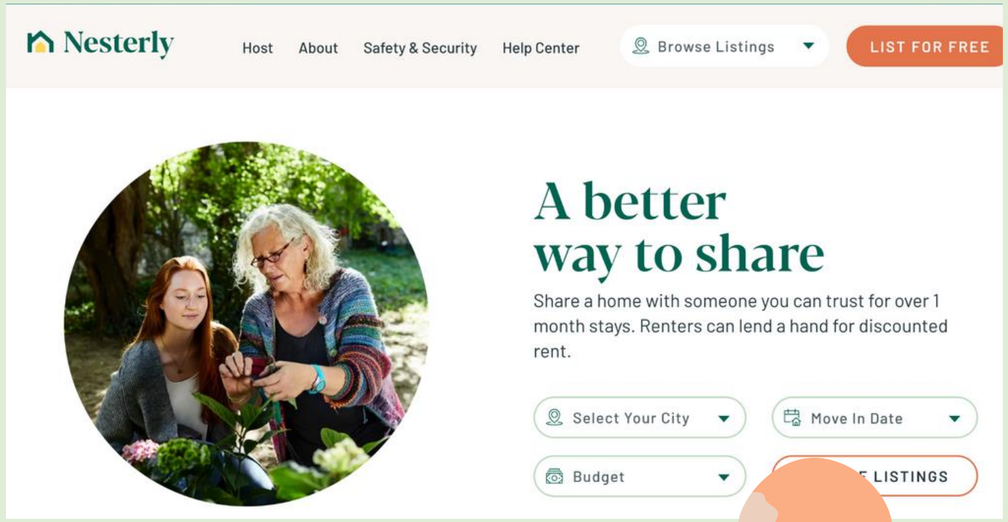

無縁社会・介護の人手不足は
シェアで解決できる

豊かさの変化

	これまで	これから
社会前提	成長	リスクと共存
資源前提	無限・集中	有限・分散
価値基準	所有	シェア
帰属意識	より大きなものに依存	より小さなものに依存
行動動機	利己的	利他的
個人資産	お金	つながり

シェアリングエコノミーを
活用した
公民連携事例
関係人口構築
人手不足解決を多拠点
居住で人口をシェア
地域交通
公共交通空白地域で
ライドシェア活用
防災支援
山間地域の災害支援
対策として空の道をシェア
してドローン活用
人材シェア
地域課題を地域
内外の人材・スキル
シェアで解決
カーシェア
公用車や自家用車の
使ってない時間をシェア
遊休資産活用
遊休資産をシェアして
持続可能性に貢献
地域社会構築
助け合いの共助の
仕組みで多世代
コミュニティ構築
観光
イベントの時の駐車場
不足・渋滞解消で
駐車場シェアを活用

持続可能なまちづくりとしてのシェアリングシティ

自治体が地域の課題をシェアを活用し行政課題を解決する取り組み「シェアリングシティ」

4年連続政府成長戦略に記載、シェア・ニッポン100を推進。2021年132の自治体事例の創出

人口をシェアする「関係人口」新たなマーケット

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、
地域と多様に関わる人々を指す言葉

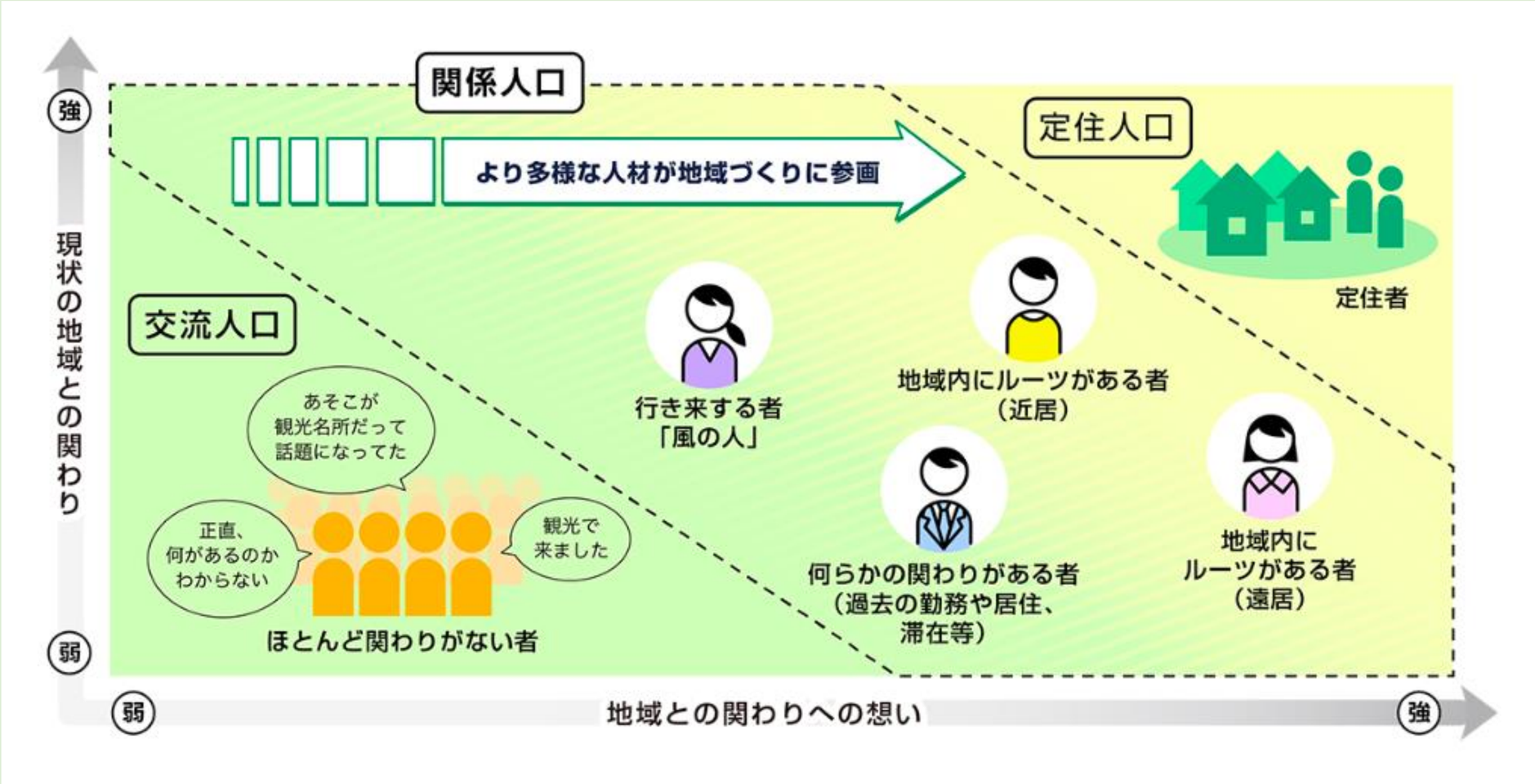

出展：（総務省）
https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

国土交通省

※令和6年5月15日成立。公布日から6月以内で政令で定める日から施行

背景・必要性

○コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい（仕事）」「コミュニティ」に関するハードルが存在。

○このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。

○そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。

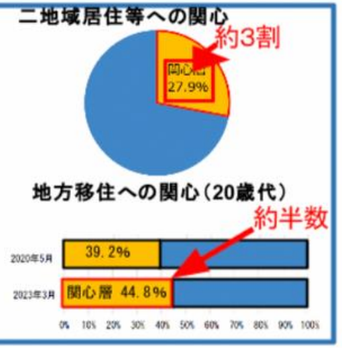

法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画（特定居住促進計画）を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置（住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等）

⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援＜予算＞

- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県（広域的地域活性化基盤整備計画）

✓ 広域からの来訪者（観光客等）を増加させるインフラ（アクセス道路等）の整備事業等【現行】

✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】

✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】

⇒ インフラ整備（都道府県事業）について社会資本整備総合交付金（広域連携事業）により支援＜予算＞

市町村（特定居住促進計画）【新設】

✓ 特定居住促進計画の区域

✓ 二地域居住に関する基本的な方針
（地域の方針、求める二地域居住者像等）
＊ 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング

✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備

✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
＊ 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ

＜住宅＞

＜コワーキングスペース＞

2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人（二地域居住等支援法人※2）の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（例：不動産会社）等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供（空き家等の不動産情報は本人同意が必要）
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

⇒ 支援法人の活動について支援＜予算＞

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る
（KPI）①特定居住促進計画の作成数：施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数：施行後5年間で累計600法人

8

山形西川町
デジタル住民票x関係人口の創出

新潟県旧山古志村
NFTアートの販売x関係人口の創出

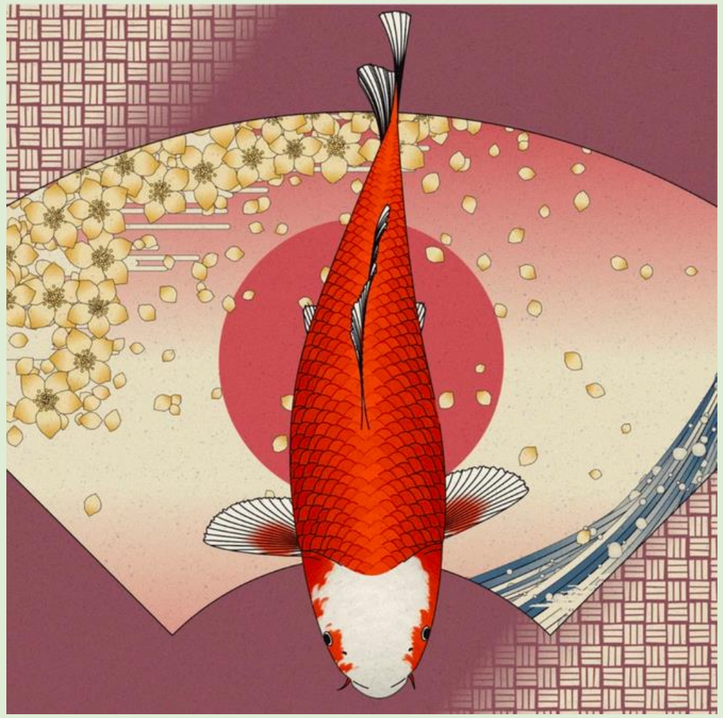

二地域居住者の登録制度、石川県が検討へ　能登復興へ「第２住民票」で両方の行政サービス

2024/5/13 10:38

ポスト　反応

徳光 一輝　**政治** | 地方自治　能登半島地震

二地域居住者の登録制度が提案されたイベント＝今月６日、金沢市

都市と地方の双方に生活拠点を持つ「二地域居住」を促進する初の法案が今国会で審議される中、石川県は、能登半島地震からの復興など石川に関わる二地域居住者に対し、いわば「第２の住民票」を交付する登録制度の検討を始める方針だ。二地域居住者を「住民」のようにみなして登録することで、実情と行政ニーズを把握し、必要な施策につなげるのが狙い。実現すれば全国初の試みで、国の政策を先取りするものとして注目される。

デュアルスクールとは

徳島県

デュアルスクールとは、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校のかたち。

現行の学校教育制度では、2つの学校に籍を置くことは認められていない。「区域外就学制度」を活用することによって、都市部に住民票を置いたまま、保護者の短期居住（数週間程度）にあわせて本県の学校に学籍を異動させています。また、1年間に複数回の行き来も可能。学籍を異動させているので、受入学校での就学期間も、出席日数として認められる。

デジタルノマドの潮流

ノマドビザとはノマドワーカーとして働きながら
海外で長期滞在できるビザのこと（世界で**3500**万人！）

（タイ・マレーシア・オランダ・ドイツ・フランス・ポルトガル・ドバイ・メキシコ等）

マレーシア

- 外国企業に勤めるリモートワーカー、もしくは個人で仕事を請け負うフリーランスが対象。期間は初めに**1**年、延長すれば最大**2**年滞在可。配偶者や子供も共に滞在可能。
- 仕事の専門が**IT**
- マレーシア国外からの雇用契約あるいは外注の請負が**3**ヶ月以上
- 年収が**24,000$**以上（**1$=150**円換算で約**360**万円）

ポルトガル

- **2022**年**10**月より「デジタルノマドビザ」の発行
- ポルトガル最低賃金の**4**倍の月給があること（最低**2,820€**、**1€=140**円の場合、約**40**万円）
- 最長**1**年間滞在できるショートステイ型
- 最大**5**年間の更新が可能な一時滞在型。

地域の新たな観光・移住の選択肢に

全国初・首長の自宅に泊まれる・民泊。行政職員の「副業民泊」も始動。

北海道 NEWS WEB

Copyright (c) Sharing Economy Association, Japan all rights reserved.

シェアリングによる共助の防災

避難・宿泊・休憩スペース、バッテリー、医療・家屋修繕等の 専門スキル、フードトラックなど、防災・復興の現場で不足し ている様々なリソースを補うシェアリングエコノミープラット フォームの活用。

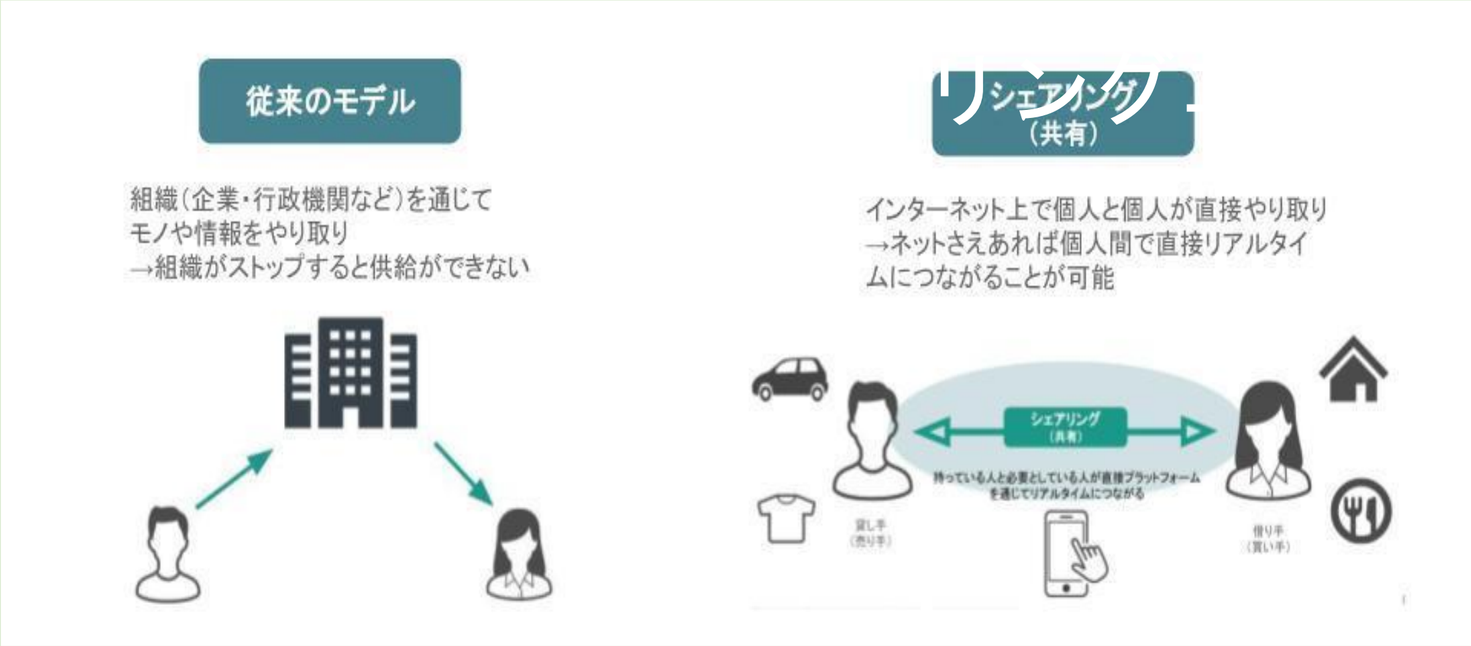

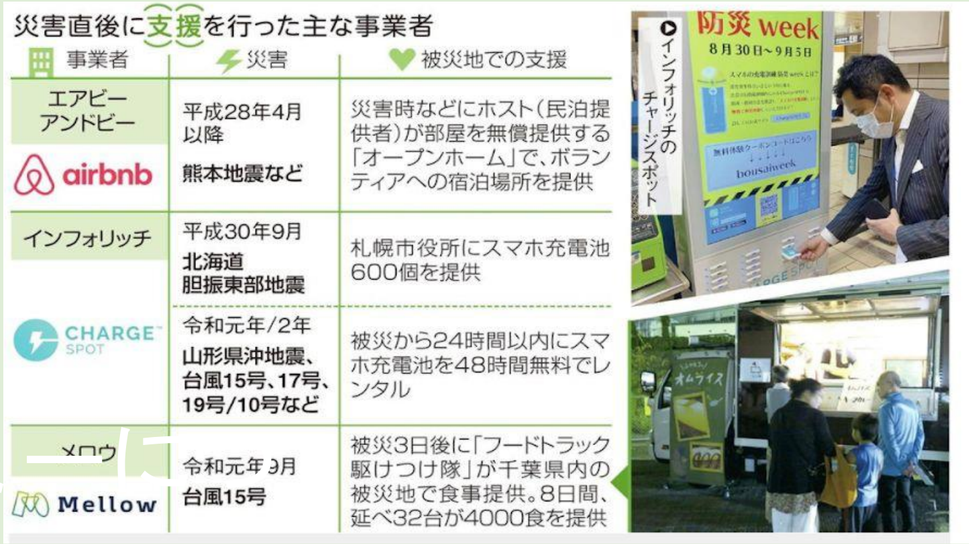

災害直後に支援を行った主な事業者

事業者	災害	被災地での支援
エアビーアンドビー airbnb	平成28年4月以降 熊本地震など	災害時などにホスト（民泊提供者）が部屋を無償提供する「オープンホーム」で、ボランティアへの宿泊場所を提供
インフォリッチ CHARGE SPOT	平成30年9月 北海道胆振東部地震	札幌市役所にスマホ充電池600個を提供
	令和元年/2年 山形県沖地震、台風15号、17号、19号/10号など	被災から24時間以内にスマホ充電池を48時間無料でレンタル
メロウ Mellow	令和元年9月 台風15号	被災3日後に「フードトラック駆けつけ隊」が千葉県内の被災地で食事提供。8日間、延べ32台が4000食を提供

災害支援 シェア生かす

民間主導、自治体と共助

シャワー・食事・民泊

WOTAは屋外シャワーの納入先に、災害時の貸し出しを呼びかけた

災害時に使われたシェアの取り組み

akippa（アキッパ）	駐車場シェア。台風の被災地を訪れるボランティアに無償利用クーポンを発行
助太刀	建設現場と職人を引き合わせるスキルシェア。地震後の復旧工事に必要な人手を募る特設サイトを開設
大和リース	建築家の坂茂氏考案の避難所用間仕切りシステムを自社拠点に備蓄し、災害時に自治体に提供
notteco（ノッテコ）	ライドシェア。豪雨被災地へのボランティアに、相乗りの燃料代や高速料金を支援
Mellow（メロウ）	飲食の移動販売車と場所を仲介。台風の被災地への出店を呼びかけ、8日で4000食を無償提供

都市集中型から地方分散型へ

	都市集中型	地方分散型
主体地域	都市	ローカル
社会モデル	拡大・成長	持続可能な
経済モデル	生産と消費	共有と循環
管理主体	中央管理	自立分散（DAO）
幸福指標	GDP	ウェルビーイング

©AnjuIshiyama

NEW LOCAL

	これまで	これから
主体者	地域住民	ごちゃまぜ
地域の定義	クローズド	オープン
重要指標	移住人口	関係人口
情報共有	アナログ	デジタル
地域の魅力	観光の魅力	日常の魅力
地域の発信	モノが起点	人が起点

©AnjuIshiyama

市民がつくるまちづくりとは

近代におけるまちづくりは行政と企業が主導、市民は「サービスを利用するお客様」だった。
シェアリングは新たな市民参画・共助のかたちをつくる。

市民のアセット（スキル・住居・モノ・時間）をシェア

例
- 民泊による観光客との交流
- 子育て・介護のシェア
- 遊休資産の共有
- 災害時のたすけあい
- ペットの散歩・預かりあい
- シェアハウス

利点
- インセンティブ
- デジタルな信用
- 必要としている人と持っている人の可視化

「シェア」こそこれからの豊かさのキーワード

時代の大転換期、
待ったなしの環境問題、我が国における人口減少と少子化、
先の見えない経済・社会不安。
つながりが希薄化し、孤独を感じやすい時代。

これからの未来を生きていくために、
幸せな生き方、働き方とは何か、
地域、社会の豊かさとは何か、
再定義をするとき。

「シェア」こそ、
新しい生き方、新しい社会の
豊かさのキーワード

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

消費者庁との連携

シェアリングエコノミーに係る啓発用パンフレット(改訂版)
「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー利用ガイドブック」(2021年10月発行
)

SHARING ECONOMY ASSOCIATION JAPAN

提言

〇消費者概念の見直しに関する検討

CtoC取引では、受け手たる個人だけでなく、提供者たる個人も保護すべき対象と考えます。
業界の取り組みだけでなく、消費者法制における「消費者」の射程や保護のあり方についても
検討が必要と思われます。

〇消費者保護観点からの政府横断的な検討

消費者保護の取組みとして、エスクロー決済を導入している事業者が多く、また
PF事業者間での規約違反者に関する情報共有の仕組みを検討する事業者もいます。
当協会もこうした施策は消費者（ゲスト・ホスト）保護の観点から有用と考えていますが
情報共有については、個人情報保護法上の制約により検討がスムーズに進捗していません。
また、エスクロー決済については、現在、資金決済制度の改正が検討されており、
導入が難しくなるもしれない懸念も生じています。

消費者保護の取組みとしてシェアエコ事業者が創意工夫して行っている取組みが、
過度な法規制によって阻害されることがないよう、各省横断的にご検討いただけますと幸いです。

SHARING ECONOMY ASSOCIATION JAPAN